

○四国地方整備局告示第66号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成26年9月29日

四国地方整備局長 三浦 真紀

第1 起業者の名称 愛媛県

第2 事業の種類 県道松山伊予線改築工事（古川拡幅・愛媛県松山市古川南1丁目地内から同市古川南3丁目地内まで）

第3 起業地

1 収用の部分 愛媛県松山市古川南1丁目、古川南2丁目、古川南3丁目並びに古川西1丁目、古川西2丁目及び古川西3丁目地内

2 使用の部分 愛媛県松山市古川南1丁目、古川南2丁目、古川南3丁目並びに古川西1丁目、古川西2丁目及び古川西3丁目地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、愛媛県松山市古川北2丁目地内から同市古川南3丁目地内までの延長732mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「県道松山伊予線改築工事（古川拡幅）」（以下「本件事業」という。）のうち、愛媛県松山市古川南1丁目地内から同市古川南3丁目地内までの延長377m区間の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第3号に掲げる都道府県道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

県道松山伊予線（以下「本路線」という。）は、道路法第7条の規定により愛媛県知事が県道に認定した路線であり、同法第15条の規定により愛媛県が道路管理者となることなどから、起業者である愛媛県は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

本路線は、愛媛県松山市和泉の一般国道56号との接続部を起点とし、同市古川北、古川南、伊予郡松前町を經由し、伊予市上野に至る延長約5.8kmの路線で、松山圏南部地域の商業及び農業等の経済活動を支援し、沿線住民の日常生活を支えるとともに、圏域内外の交流を担う主要幹線道路である。

また、本路線は現在建設中の地域高規格道路松山外環状道路一般道路部と接続し、自動車専用道路へのアクセス道路となる重要な路線でもある。

このうち、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は松山市市街地の南部に位置し、沿道にはスーパーマーケットをはじめ各種商店、事務所、娯楽施設等が連担しているほか、近傍に高等学校等が存することなどから、地域住民の日常生活、通勤、通学等に広く利用されている。

しかしながら、現道は、自動車交通量が多いにもかかわらず、車道幅員が狭小で大型車のすれ違いに必要な幅員が確保されていないこと、右折車線が確保されていないことなどから朝夕の通勤時間帯を中心に著しい交通渋滞が発生している。

起業者が平成24年1月に実施した交通量調査では自動車19,539台/日、混雑度は1.55となっており、県道久米垣生線との交差点においては、上り車線で最大300mの渋滞を確認しており、自動車の円滑な交通に支障をきたしている状況にある。

さらに現道には、歩道が整備されておらず、自動車との混合交通となっている箇所があり、自転車及び歩行者（以下「歩行者等」という。）は路肩又は車道部への通行を余儀なくされているなど、安全な通行に支障をきたしており、交通事故の危険性が非常に高くなっている。

本件事業の完成により、必要な幅員が確保された2車線道路及び交差点に右折車線が設置されることから、現道における交通混雑の緩和が図られ、自動車の安全かつ円滑な交通が確保されるとともに、連続した幅員3.0mの自転車歩行者道が整備されることにより、歩行者等の安全な通行の確保が図られるものである。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が環境影響評価法等に準じて、任意で環境影響調査を実施したところ、大気質、騒音及び振動に関して、環境基準等を満足するとされている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

(2) 失われる利益

上記の環境影響調査等によると、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）等により、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物は見受けられない。

また、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地はなく、起業者が保護のため特別な措置を講ずべき文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、安全かつ円滑な交通を確保することを目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第4種第2級の規格に基づき、現道拡幅方式により歩道を備えた2車線の道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、現道の拡幅を行う2案が検討されている。申請案は他案と比較すると、取得面積が僅かに多くなるものの、支障物件が少なく、地域住民への社会的影響が少ないこと、事業費が廉価であることなど、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は車道幅員が狭小で、右折車線及び自転車歩行者道が整備されていない区間があることなどにより、できるだけ早期に自動車及び歩行者等の安全かつ円滑な交通の確保を図る必要があると認められる。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 愛媛県松山市役所